

第5章 環境影響要因の抽出及び 環境影響評価項目の選定

第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

5.1 環境影響要因の抽出

本事業の事業計画を基に、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下、「環境影響要因」とします。）を工事中と存在・供用時の各段階で、表 5.1 に示すとおり抽出しました。

表 5.1 環境影響要因の抽出

区分	環境影響要因	抽出の理由
工事中	建設機械の稼働	・道路の建設に伴い、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。
	工事用車両の走行	・資機材の運搬や廃棄物等の搬出を行う車両が、周辺道路を運行します。
	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	・工事の実施に伴い、地表を改変します。 ・トンネル工事に伴い、地下を改変します。 ・工事の実施に伴い、既存の工作物を解体・撤去します。
存在・供用時	道路（平面構造又は掘割構造）の存在	・道路（平面構造又は掘割構造）が、地上部に出現します。
	道路（高架構造）の存在	・道路（高架構造）が、地上部に出現します。
	道路（トンネル構造）の存在	・道路（トンネル構造）が、地下部に出現します。
	自動車の走行	・施設の供用に伴い、新たに自動車が地上もしくは地下を走行します。

5.2 環境影響評価項目の選定

評価を行う現況は、土地区画整理事業の着手後、工事中の時点とし、本事業に関する方法市長意見書を受理した時点の状況とします。

抽出した環境影響要因を踏まえ事業特性と地域特性を勘案し、環境影響評価を行う項目（以下、「環境影響評価項目」とします。）を表 5.2 に示すとおり、温室効果ガス、生物・生態系（生態系、動物、植物）、緑地、水循環（地下水位）、廃棄物・建設発生土（産業廃棄物、建設発生土）、大気質（大気汚染）、騒音、振動、地盤（地盤沈下）、低周波音、日影（日照阻害）、安全（地下埋設物）、地域交通（交通混雑、歩行者等の安全）、景観、触れ合い活動の場、文化財等の計 16 項目選定しました。

なお、環境影響評価項目として選定した理由及び選定しない理由は、表 5.3 及び表 5.4 に示すとおりです。

表 5.2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

区分		工事中	存在・供用時						
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	又は既存等、トンネルの掘削	構造(平面構造又は高架構造)の存在	道路(高架構造)の存在		
環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目							
気候変動への対策	温室効果ガス	温室効果ガス	○	○	-	○	○	○	-
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物・生態系	生態系	-	-	○	○	○	-	-
		動物	-	-	○	○	○	-	-
		植物	-	-	○	○	○	-	-
	緑地	緑地	-	-	○	○	○	-	-
	水循環	地下水位及び湧水の流量	-	-	○	○	-	○	-
		河川等の形態、流量	-	-	-	-	-	-	-
		海域の流況	-	-	-	-	-	-	-
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	-	-	-	-	-	-	-
		産業廃棄物	-	-	○	-	-	-	-
		建設発生土	-	-	○	-	-	-	-
	大気質	大気汚染	○	○	-	-	-	-	○
	水質・底質	公共用水域の水質	-	-	-	-	-	-	-
		地下水の水質	-	-	-	-	-	-	-
		公共用水域の底質	-	-	-	-	-	-	-
	土壤	土壤汚染	-	-	-	-	-	-	-
	騒音	騒音	○	○	-	-	-	-	○
	振動	振動	○	○	-	-	-	-	○
	地盤	地盤沈下	-	-	○	○	-	○	-
		土地の安定性	-	-	-	-	-	-	-
	悪臭	悪臭	-	-	-	-	-	-	-
	低周波音	低周波音	-	-	-	-	-	-	○
	電波障害	テレビ電波障害	-	-	-	-	-	-	-
	日影	日照阻害	-	-	-	-	○	-	-
		シャドーフリッカー	-	-	-	-	-	-	-
	風環境	局地的な風向・風速	-	-	-	-	-	-	-
	安全	浸水	-	-	-	-	-	-	-
		火災・爆発	-	-	-	-	-	-	-
		有害物漏洩	-	-	-	-	-	-	-
		地下埋設物*	-	-	○	-	-	-	-
快適な地域環境の確保	地域交通	交通経路の分断	-	-	-	-	-	-	-
		交通混雑	-	○	-	-	-	-	○
		歩行者等の安全	-	○	-	-	-	-	○
	景観	景観	-	-	-	○	○	-	-
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	-	○	○	○	-	-	○
	文化財等	文化財等	-	-	○	-	-	-	-

※ 本事業の事業特性を考慮し、追加した細目

表 5.3(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い、一定以上の温室効果ガスの発生が見込まれることや、2050年カーボンニュートラルに向けて、環境影響評価項目として選定します。
生物・生態系	生態系	○	土地区画整理事業における調査では、本対象事業実施区域への移植対象の貴重種は確認されていませんが、逃避経路を確保する保全対策が行われる種が確認されています。対象事業実施区域のうち、環状4号線より東側は、本事業の着手予定前（2024年）において土地区画整理事業の工事に伴い更地となつており、本事業の実施による動物、植物、生態系への影響は少ないと考えられます。対象事業実施区域周辺のうち、環状4号線より西側は、農地が残存しています。また、大門川も土地区画整理事業により改変されましたが河川形状があるため、本事業の実施による動物、植物、生態系への影響の可能性があります。そこで、残存する農地周辺等の影響把握のため、対象事業実施区域及びその周辺の環状4号線より西側を対象に、環境影響評価項目として選定します。
	動物	○	
	植物	○	
緑地	緑地	○	本事業では、工事に伴い樹林地や植栽地等の伐採や草地の除去等により既存の緑地が減少する可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。ただし、対象事業実施区域周辺は、本事業の着手予定前（2024年）において土地区画整理事業の工事が着手されています。対象事業実施区のうち、環状4号線より東側は、ほとんどの土地が改変され、樹林地や草地が造成工事により撤去され荒地や裸地となつたため本事業の実施による緑地への影響はありません。環状4号線より西側は、対象事業実施区域及びその北側の農地が残存していることから、対象事業実施区域の環状4号線より西側を対象に、環境影響評価項目として選定します。
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	工事（地下の改変）に伴い、地下水位を変化させる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。 湧水の流量については、工事に伴い影響を受ける範囲に湧水が存在しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	河川等の形態、流量	×	工事（地下の改変）に伴い発生する工事排水は公共下水道（汚水）に排出する計画ですが、流域全体から流出する雨水排水の量と比較しわざかなため環境影響評価項目として選定しません。
	海域の流況	×	本事業は内陸部においてインターチェンジを整備する事業であり、工事中において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.3(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	工事に伴い発生する一般廃棄物は、工事に伴い設置される工事事務所等から発生しますが、発生量は少量のため、選定しません。また、草地の除去等を行いますが、「建設工事から生ずる廃棄物の処理の手引き（横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課 令和6年4月）」に基づき処理する予定のため、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	工事に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	○	工事に伴い、土砂の発生及び場外への運搬が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事（地下の改変）に伴い発生する工事排水は公共下水道（汚水）に排出する計画であり、公共下水道（雨水）及び河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業の掘削工事では止水性の高い土留壁を用いることとしており、地下の改変に当たって地下水の水質に著しい影響を及ぼすおそれはないと考えます。また必要に応じて地盤改良として薬液注入工法を実施する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）を遵守することで地下水の水質への影響を低減します。以上のことから、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事において、公共用水域内の改変は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
土壤	土壤汚染	×	対象事業実施区域内には、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。 対象事業実施区域周辺では、上瀬谷地区において令和元年度及び令和3年度～令和4年度に行われた防衛省による土壤汚染調査にて、一部区画で土壤の汚染が確認されていますが、土地区画整理事業において適切な土壤汚染処理が進んでおり、処理が行われた後、本事業の工事を実施します。また、本事業では工事において土壤汚染物質の使用や排出は行いません。さらに、地盤改良を行う可能性がありますが、建設省技調発第49号 建設省営建発第10号（平成12年3月24日）において『「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（別紙）により六価クロム溶出試験を実施し、配合設計の段階で実施する試験の結果が土壤環境基準を超える場合、六価クロムの溶出が少ない固化材の使用等の配合設計の変更、もしくは工法の変更を行うものとする。』とされ、本資料を参考に実施するため、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.3(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
騒音	騒音	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	○	工事（地下の改変）に伴い、地下水位が変化した場合、地下水位の低下による地盤沈下が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
	土地の安定性	×	対象事業実施区域の近傍には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在しますが、当該指定箇所は東名高速道路の法面部のため、関係部署との調整により安全性に配慮した工事を行うことから、環境影響評価項目として選定しません。
悪臭	悪臭	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、工事において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	工事において使用する建設機械は、市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音を生じさせるおそれはないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビ電波障害	×	工事において設置する仮設物は、新たな電波障害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物の高さを大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	工事において設置する仮設物は、新たな日照阻害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物の高さを大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、工事においてシャドーフリッckerを生じさせる地上仮設物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
風環境	局地的な風向・風速	×	工事において設置する仮設物は、局地的な風害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物の高さを大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.3(4) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	浸水	×	工事において、周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。なお、工事の実施に当たっては、降雨時における雨水処理や地下への浸水防止対策を適切に行うことで、工事中の安全確保を徹底します。
	火災・爆発	×	工事において、火薬を用いる発破は行わない計画としており、可燃物を大量に蓄積することもなく、工事上の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	工事において有害物の使用・蓄積はなく、工事上の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下埋設物	○	工事（地下の改変）に伴い、地下埋設物（水道管や通信ケーブル等）への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
地域交通	交通経路の分断	×	本事業の工事において、交通経路の分断は行わず、工事施工ヤードも限られた範囲になることから、地域分断を引き起こすおそれがないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	工事用車両の走行に伴い、交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者等の安全	○	工事用車両の走行に伴い、歩行者等の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	×	工事において設置する仮設建物は一時的であり、景観に影響を及ぼさないよう工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物の高さを大きく上回ることがないよう配慮します。そのため、環境影響評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、工事に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	○	対象事業実施区域に隣接している位置には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していることから、環境影響評価項目として選定します。なお、工事中に新たな埋蔵文化財包蔵地等を発見した場合には、「文化財保護法」に基づき直ちに届出を行い、関係機関と協議の上、必要な措置を講じます。

表 5.4(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（存在・供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	本事業では、道路（平面構造又は掘割構造、高架構造、トンネル構造）の存在により管理棟や照明の設置等により温室効果ガスの発生が見込まれることや、2050年カーボンニュートラルに向けて、環境影響評価項目として選定します。
生物・生態系	生態系	○	土地区画整理事業における調査では、本対象事業実施区域への移植対象の貴重種は確認されていませんが、逃避経路を確保する保全対策が行われる種が確認されています。対象事業実施区域のうち、環状4号線より東側は、本事業の着手予定前（2024年）において土地区画整理事業の工事に伴い更地となつており、本事業の実施による動物、植物、生態系への影響は少ないと考えられます。対象事業実施区域周辺のうち、環状4号線より西側は、農地が残存しています。また、大門川も土地区画整理事業により改変されました河川形状があるため、本事業の実施による動物、植物、生態系への影響の可能性があります。そこで、残存する農地周辺等の影響把握のため、対象事業実施区域及びその周辺の環状4号線より西側を対象に、環境影響評価項目として選定します。
	動物	○	
	植物	○	
緑地	緑地	○	本事業では、道路（平面構造又は掘割構造、高架構造）の存在により既存の緑地が恒久的に失われる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。ただし、対象事業実施区域周辺は、本事業の着手予定前（2024年）において土地区画整理事業の工事が着手されています。対象事業実施区のうち、環状4号線より東側は、ほとんどの土地が改変され樹林地や草地が造成工事により撤去され荒地や裸地となつたため本事業の実施による緑地への影響はありません。環状4号線より西側は、対象事業実施区域及びその北側の農地が残存していることから、対象事業実施区域の環状4号線より西側を対象に、環境影響評価項目として選定します。
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	道路（平面構造又は掘割構造、トンネル構造）の存在により、地下水位を変化させる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。 湧水の流量については、供用時において影響を受ける範囲に湧水が存在しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	河川等の形態、流量	×	道路路面やトンネル内に流れ込む雨水排水等は、公共下水道（雨水）に排出する計画であり、調整池において一時貯留後に河川に戻すため、流域河川流量への影響がないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	海域の流況	×	本事業は内陸部においてインターチェンジを整備する事業であり、供用時において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.4(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（存在・供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、供用時において新たに一般廃棄物の発生はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、供用時において新たに産業廃棄物の発生はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	建設発生土	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、供用時において新たに建設発生土の発生はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	自動車の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域周辺の大気質に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	道路路面やトンネル内に流れ込む雨水排水等は、公共下水道（雨水）に排出する計画であり、調整池において一時貯留後に河川に戻すため、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、供用時において地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	供用時において公共用水域内に施設を設置することなく、排水を河川に直接排出することもないため、環境影響評価項目として選定しません。
土壤	土壤汚染	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、供用時において土壤汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	自動車の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	自動車の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	○	道路（平面構造又は掘削構造、トンネル構造）の存在により地下水位が変化した場合、地下水位の低下による地盤沈下が生じる可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
	土地の安定性	×	東名高速道路の法面部には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害計画区域」がありますが、本事業で構築する道路構造物については、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握した上で設計・施工を行い、供用時における道路構造物や周辺地形の安全を確保することから、環境影響評価項目として選定しません。
悪臭	悪臭	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、供用時において悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	○	自動車の走行に伴い発生する低周波音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（存在・供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
電波障害	テレビ電波障害	×	本事業で整備する道路構造物の高架構造は、周辺の建物と同等又はそれ以下の規模及び高さであるため、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	○	本事業で整備する道路構造物の高架構造は、周辺の建物と同等又はそれ以下の規模及び高さではありますが、太陽高度により同程度でも対象事業実施区域内及びその周辺の道路外に日影が生じることが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	シャドーフリッカー	×	本事業では、大規模な風力発電施設の建設はなく、シャドーフリッckerは発生しないため、環境影響評価項目として選定しません。
風環境	局地的な風向・風速	×	本事業で整備する道路構造物の高架構造は、周辺の建物と同等又はそれ以下の規模及び高さであるため、環境影響評価項目として選定しません。
安全	浸水	×	本事業は、インターチェンジを整備する事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はありません。また、トンネル構造区間は、適切に排水ができるように降雨量等を考慮した排水施設（ポンプ設備等）を設置する計画であることから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、供用時において大量の可燃物の蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下埋設物	×	本事業はインターチェンジを整備する事業であり、供用時において地下の改変はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域交通	交通経路の分断	×	本事業により地域住民の日常的な交通経路の分断が生じる可能性はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	自動車の走行に伴い、周辺道路の交通混雑に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者等の安全	○	自動車の走行に伴い、周辺道路の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	○	道路（平面構造又は掘割構造、高架構造）の存在により、対象事業実施区域周辺の景観が変化することが予想されることから、環境影響評価項目として選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域に隣接している位置には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していますが、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

